

令和6年度 働く女性のネットワーク活動支援補助金

県内企業や団体等が実施している
様々な職種や立場で働く女性が交流できる
ネットワークの継続・拡大を支援します！

補助

補助事業	様々な職種や立場で働く女性が交流できる機会を提供し、参加者同士がキャリアに関する悩みを共有・相談したり、身近なロールモデルを見出したりするための既存ネットワークについて、当該ネットワークの自発的かつ継続的な取組や規模拡大に資する事業
事業実施主体	次の要件を全て満たす団体等とします。 法人格の有無は問わず、また、複数の団体等と協働する者を含みます。 (1)継続的に活動する団体等であって、構成員が5名以上であること。 (2)ネットワークを運営する体制が整っており、運営の拠点となる事務局、事務所等が県内に所在すること。 (3)事業実施にあたり、県との連絡調整を円滑に行うことができる体制を有すること。 (4)暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
補助対象経費	事業実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、広告宣伝費、使用料及び賃借料等 <取組例> ・ネットワークの活動継続に向けたSNS開発及びホームページ作成 ・ネットワークの取組充実のための先進事例の視察、外部専門家活用 など
補助額	200千円 ※補助限度額
補助率	2/3

申込期限

令和6年5月31日(金)

※募集期間終了後、予算の範囲内で随時募集します。

事業計画書等の必要書類を裏面の問合せ先まで郵送でご提出ください。



補助事業の流れ

①事業計画書提出 → ②採択審査(県:審査会) → ③交付申請 → ④交付決定(県)

※ 補助事業終了後、実績報告書を県に提出していただき、その後に県が補助金をお支払いします。

※裏面のQ&Aもご確認ください！

(裏面)働く女性のネットワーク活動支援補助金Q&A

本補助金で想定される質問事項について、Q&Aを記載します。

質問	回答
①法人格を持たない任意団体は事業実施主体になれますか？	法人格の有無は問いません。ただし、構成員が5名以上であることや事務所等が県内に所在することなどが条件になります。 詳細は補助金交付要綱でご確認ください。
②事業計画書を提出すれば本補助金が支給されますか？	本補助金は、県が行う審査会で事業採択になった場合に活用できます。まずは、令和6年5月31日（金）までに県へ事業計画書等の書類をご提出ください。
③補助対象となる経費や取組例を教えてください。	事業実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、広告宣伝費、使用料及び賃借料等が補助対象となります。また、取組例は以下のとおりですが、他にも事業目的に合致するものは対象となります。 不明な点があれば県までお問い合わせください。 <取組例> ・ネットワークの活動継続に向けたSNS開発及びホームページ作成 ・ネットワークの取組充実のための先進事例の視察、外部専門家活用 など
④県の補助金交付決定前に事業着手（業務発注等）は可能ですか？	交付決定前に事業着手は認められません。また、交付決定前の事業着手により生じた経費は補助金対象外です。
⑤補助金交付決定後に事業計画を変更したい場合はどうすればよいですか？	県の変更承認が必要な場合があるので、まずは速やかに県までお問い合わせください。県の変更承認なく生じた経費は補助金の対象外です。
⑥パソコン、タブレットは補助対象になりますか？	汎用性がある物品の購入は原則として補助対象外です。ただし、本補助事業のためにリースしたと認められるパソコンやタブレットのリース料については補助対象となります。
⑦消費税、振込手数料は補助対象になりますか？	補助対象外です。
⑧補助金は概算払してもらえますか？	本補助金は、補助事業完了後に精算払します。

詳細は、本補助金交付要綱にてご確認ください。➡
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1355084.htm>)



【問い合わせ先】鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
(電話)0857-26-7077 (ファクシミリ)0857-26-8196
(Eメール)jyosei-ouen@pref.tottori.lg.jp